

新型

新型コロナウイルス感染症 関連情報

最新情報はホームページをご覧ください



現在、児童扶養手当を受けていないかたでも該当する可能性があります

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

相談・申請・問い合わせ先 / 市役所こども課家庭係 ☎76-8149
(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭のかたに、給付金を給付しています。

現在、本人や同居家族の所得超過や公的年金受給を理由として児童扶養手当の申請をしていないかたも対象となる場合があります。お気軽にご相談ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金【国事業】 申請期限 2月26日(金)

基本給付(初回分)

給付額	1世帯5万円、第2子以降は1人につき3万円を加算
対象者	①公的年金を受給しているひとり親のかたで、平成30年度の収入額(年金受給額を含む)が児童扶養手当と同水準となるかた ②児童扶養手当受給資格の認定を既に受けており、所得超過などで手当が全額停止となっているかたで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、児童扶養手当の所得制限相当額以下になることが見込まれるかた ③現在、所得超過などを理由として、児童扶養手当受給資格の認定を受けていないが、令和2年5月31日時点でひとり親であり、①②のかたと同様の事情にあると認められるかた

※令和2年6月分の児童扶養手当の支給があったかたには、既に給付しています。

追加給付

給付額	1世帯5万円
対象者	下記の要件を全て満たすかた ●基本給付(初回分)の対象者①または②に該当し、基本給付(初回分)の支給を受けた ●申請日時点でひとり親(事実上婚姻関係があるかたを除く)である ●新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、大きく収入が減少した月がある
その他	本給付金には所得や年金受給額による支給制限があります

基本給付(再支給分)

内容	上記基本給付(初回分)の支給を受けたかたに再度給付金を支給	
給付額	上記基本給付(初回分)の給付額と同額	
対象者	①令和2年12月11日時点で、上記基本給付(初回分)の支給を受けているかた	②令和2年12月11日以降に、上記基本給付(初回分)を申請し、支給の認定がされたかた
申請方法	①申請不要。令和2年12月24日または12月25日に基本給付(初回分)を支給した口座に振り込みをしています	②基本給付(初回分)の申請とあわせて再支給分の申請可。基本給付(初回分)の申請時にお問い合わせください

●申請時にひとり親となった理由や現在の状況について聞き取りさせていただくため、窓口での申請が必要です。聞き取りや申請には30分～1時間程度お時間をいただくことがあります

●申請から給付までには1カ月程度かかります

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種

現在、本市では国・県と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症のワクチンを皆さんに接種していただけるよう接種体制の準備を進めています。国の方針に従い、接種順位の高い高齢者には3月中旬頃に接種券を送付し、それ以外のかたには国の指示に基づいて段階的に順次送付する事となります。なお、ワクチンの接種時期・接種場所などは詳細が決まり次第、広報おわりあさひやホームページでお知らせします。

問い合わせ先／保健福祉センター内ワクチン接種推進室 ☎55-6800

1月25日から 保健福祉センター内に「ワクチン接種推進室」を新設しました

ワクチン接種推進室では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の準備を迅速かつ確実に進め、円滑な接種を行います。

問い合わせ先／市役所企画課企画係 ☎76-8104

なわとび大会を中止します

例年2月に総合体育館で開催している、なわとび大会は、参加者・関係者の安全確保を最優先に考え、中止します。ご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ先／市役所こども課こども係 ☎76-8146

申告会場(市・県民税、所得税)にお越しのかたへ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前年から内容を一部変更しています

スカイワードあさひでの市・県民税申告受け付け、税理士による所得税及び復興特別所得税の無料相談所は、午前9時から当日分の番号札をスカイワードあさひ別館イベントステージで配布します(各日50人程度。なくなり次第終了。午後からの配布はありません)。番号札に記載された指定時間に会場(ひまわりホール)へお越しください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送やパソコン、スマホでの申告にご協力をお願いします

- 市民税申告の郵送による提出／〒488-8666(住所不要)市役所税務課市民税係
- 確定申告のe-Taxまたは郵送による提出／国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から尾張瀬戸税務署(〒489-8520 瀬戸市熊野町76-1)

市・県民税申告 **とき** 3月15日(月)まで

申告が必要なかた

令和3年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当するかた

- 所得が公的年金のみで、所得税の確定申告の必要はないが社会保険料や扶養などの控除を受ける
- 公的年金収入金額が400万円以下の年金受給者、または給与所得者で、当該所得以外の所得(不動産・報酬など)が20万円以下のため、所得税の確定申告書を提出する必要がない
- 前年中に所得がなく、国民健康保険に加入している
- 前年中に所得がなく、同じ世帯内の誰にも扶養されていない

その他 詳細は広報おわりあさひ1月15日号をご覧ください。

所得税などの確定申告 **とき** 2月10日(水)～3月15日(月)

- 2月10・12・15日は住宅借入金等特別控除を申告されるかた、公的年金を受給されているかたを主な対象として申告相談を行います
- 詳細は、広報おわりあさひ1月15日号と同時配布の「税連協だより」をご覧ください



医療費控除を受けられるかたへ

医療費控除を受けるときは「医療費控除の明細書」の添付が必要です。なお、医療費の領収書の添付・提示は必要ありません。領収書は申告期限などから5年間自宅などで保管してください。

問い合わせ先／市役所税務課市民税係 ☎76-8117、尾張瀬戸税務署 ☎82-4111